

# 公 告

第 248 号

SGホールディングスグループ健康保険組合同規約第45条について  
下記のとおり変更がありましたので公告します。

平成26年3月31日

SGホールディングスグループ健康保険組合

理事長 佐川 光

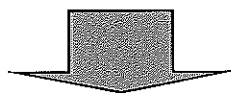


記

## 保険料率変更による規約変更

(保険料及び調整保険料の負担割合)

第45条 一般保険料額及び調整保険料額の合計額の98分の49は事業主、  
98分の49は被保険者において負担する。



(保険料及び調整保険料の負担割合)

第45条 削除 (第45条の2を第45条に変更する)

附則 この規約は平成26年4月1日から施行する